

平成25年9月17日午後1時25分 705号法廷

平成21年(行ウ)第91号 事業認定処分取消請求事件

原告 141名, 被告 国(処分行政庁 内閣府沖縄総合事務局長)

裁判長裁判官 谷口豊, 裁判官 竹林俊憲, 裁判官 貝阿彌亮

第1 主文

請求棄却

第2 原告らの請求及び事案の概要

本件は、沖縄県が石垣市に設置した新石垣空港の敷地の一部の土地につき共有持分を有する原告らが、内閣府沖縄総合事務局長(処分行政庁)が新石垣空港整備事業及びこれに伴う附帯工事等(本件事業)について土地収用法16条に規定する事業の認定(本件事業認定)をしたことにつき、本件事業認定は、同法20条3号の「その事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するもの」などの要件を欠くにもかかわらずされた違法なものであるなどと主張して、本件事業認定の取消しを求める事案である。

第3 理由の要旨

1 土地収用法20条3号の要件を充足するか否かの判断は、当該事業計画の内容が、当該事業を必要とする公益上の理由、当該事業のために当該起業地を用いることの相当性、当該事業計画により収用の対象とされる土地の状況、その土地が当該事業の用に供されることによって失われる私的又は公共の利益などの点を総合的に考慮した場合に、適正かつ合理的なものであるといえるか否かにより決することが相当である。もつとも、上記の判断は、事柄の性質上、政策的、専門技術的なものとなり、また、同号の文言が概括的なものとどまっていることからすると、事業認定を行う国土交通大臣等の裁量にゆだねられているものと解することが相当である。そうすると、上記の要件の充足性に関する国土交通大臣等の判断は、その判断の基礎とされた重要な事実を誤認があること等によりその判断が全く事実の基礎を欠く場合か、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等によりその判断

が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことが明らかである場合に限り、裁量権の範囲を超え、又はその濫用があったものとして違法となると解される。このような観点から本件事業の土地収用法20条3号該当性について検討する。

2 旧石垣空港に関する各課題（すなわち、滑走路長が1500mのため小型ジェット機しか就航できず、航空機旅客数や重量制限等の制約があること、航空機の離着陸に安全上の問題があること、周辺住民らについて航空機騒音問題があることなど）を解消するとともに、増大が見込まれるとされる航空需要に対応し、八重山圏域の基幹空港としてその振興発展に資するため、中型ジェット機が就航可能な新空港を建設する公益上の理由があるとした処分行政庁の判断は、全く事実の基礎を欠くとはいえず、また、事実に対する評価が明白に合理性を欠くともいえない。

また、地元関係者等からなる新石垣空港建設位置選定委員会や新石垣空港建設位置地元調整会議における新石垣空港の建設候補地案の審議、検討など、沖縄県における新石垣空港の建設地の選定の経緯、本件事業計画における新石垣空港の建設候補地の検討条件の設定、それに基づいて行われた建設候補地の検討内容からすると、処分行政庁が、新石垣空港の建設地がその建設位置として最も適切であるとした判断は、全く事実の基礎を欠くとはいえず、また、評価が明白に合理性を欠くとはいえない。

なお、滑走路予定地等の地下には、多くの空洞が存在しているが、地盤、土壌等の専門家からなる新石垣空港建設工法検討委員会において、空洞の風化、劣化、浸食等の自然現象に伴う崩壊の観点も含めて、空洞対策を検討し、洞窟上にアーチ形の構造物を設け、洞窟に対して上からの荷重が掛からないようにする対策を講じることとされており、このような空洞対策を前提とすれば、本件事業計画により収用の対象とされる土地の状況を踏まえても、本件事業計画が適正であるとした処分行政庁の判断は、全く事実の基礎を欠くとはいえず、また、事実に対する評価が明白に合理性を欠くともいえない。

3 沖縄県は、環境影響評価法に基づき環境影響評価を実施し、同法に基づく評

価書を作成した上、本件起業地に生息している貴重な野生動植物の保全のため、種々の対策等を講じることとした。

そして、沖縄県は、絶滅危惧種の小型コウモリ類3種の採餌場や移動経路として緑地等を創出し、出産・哺育の時期や休眠時期は工事の実施を一部制限して工事に伴う騒音・振動の影響を低減し、洞窟を保全したり、人口洞を設けたりなどすることとした。他方で、本件事業認定の当時、小型コウモリ3種の総個体数が、石垣島全体において減少傾向にあったと断ずることはできず、また、本件事業の工事が直ちに小型コウモリの総個体数の激減をもたらすとまでは断定できない。処分行政庁が、小型コウモリの保全策に関する本件事業計画が適正であるとした判断は、全く事実の基礎を欠くとはいえず、また、事実に対する評価が明白に合理性を欠くともいえない。

また、沖縄県は、サンゴ類保全のための赤土等流出防止対策等を実施することとし、赤土等の流出を防止することを基本として、各種の現場状況に応じ適切な発生源対策を実施するとともに、濁水については濁水処理対策を実施することとしており、処分行政庁が、赤土流出防止策に関する本件事業計画が適正であるとした判断は、全く事実の基礎を欠くとはいえず、また、事実に対する評価が明白に合理性を欠くともいえない。

4 以上によれば、処分行政庁が、本件事業計画に関して、①本件事業を必要とする公益上の理由があり、②本件事業のために本件起業地を用いることの相当性があり、③本件事業計画により収用の対象とされる土地の状況に特段の問題はなく、④その土地が本件事業の用に供されることによって失われる私的又は公共の利益は当該事業の実施を妨げる程度には大きくないとした判断については、いずれも、その判断の基礎とされた重要な事実誤認があること等によりその判断が全く事実の基礎を欠くとはいえず、また、事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等によりその判断が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことが明らかであるともいえないから、裁量権の範囲を超え、又はその濫用があったものとは認められない。